

Title	日本特許出願の公開前における権利化の動向
Author(s)	正井, 純子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 29: 483-487
Issue Date	2014-10-18
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/12492
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

日本特許出願の公開前における権利化の動向

○正井純子

【目次】

1. はじめに

2. 動向の分析

A：出願から1年以内の特許出願

- (1) 出願件数の動き
- (2) 審査請求の動き
- (3) 早期審査の動き
- (4) 外国出願の動き
- (5) 審査請求と外国出願との動き
- (6) 審査請求と面接審査との動き
- (7) 審査請求と登録との動き

B：公開前登録出願の動き

- (1) 出願年毎の登録件数と登録率
- (2) 国際特許分類（IPC）別の件数
- (3) 発行年毎の総登録件数における割合
- (4) 上位出願人の推移

3. まとめ

【内容】

1. はじめに

現在、日本の特許出願は、2005年頃からの出願件数の減少が知られている。この理由としては、日本企業が成熟期を迎え大きな成長が見込まれず出願やその費用の選別化を行っていること、若しくは、日本の人口減少による日本市場の狭小化で、国際化の傾向が進んでいること、などが挙げられている。

このようなことから、日本の特許出願の持つ意味合いが変化し始めているかもしれないとの印象がある。たとえば、日本市場向けの権利から外国出願に向けた第一国出願の単なる足掛かりが主な意味になっていないであろうか、その一方で、日本の権利化は早まっている、と言われている。

そこで、日本特許出願後の一年以内の権利化と外国出願の動きを探り、検証を行う。

2. 動向の分析

日本特許出願後一年以内に行われる権利化の動きを概観する。この期間内は、パリ優先権主張及び国内優先主張手続きの期間内であり、上記課題を検証することが出来るものと思われる。

A：出願から1年以内の特許出願

(1) 出願件数の動き (図表1, 2)

日本への出願件数は、2004年の423081件をピークにその後減少し始め、2012年では342796件（PCT出願を含む）であり、20%減少している。

一方PCT出願は、2004年の19850件が、2012年には42787件へと増加し、約2倍になっている。

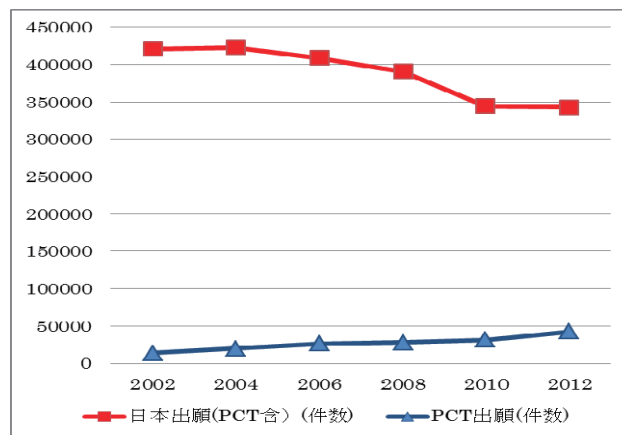
また、米国、中国、欧州及び韓国への出願件数は、ほぼ横ばいで落ち込みは無い。更に、新興国への出願件数は増加しており、PCT出願と同様の伸びを示している(1)。

これらから日本企業の特許出願は、外国出願へシフトする傾向が今後も続くと考えられる（特に、BRICS や ASEAN への出願は、相当伸びている。）。

【図表1：日本特許出願と PCT 出願(受理官庁 JP)の件数】

出願	PCT 含む日本出願(件数)	PCT(件数)
2002	421044	13879
2004	423081	19850
2006	408674	26422
2008	391002	28027
2010	344598	31524
2012	342796	42787

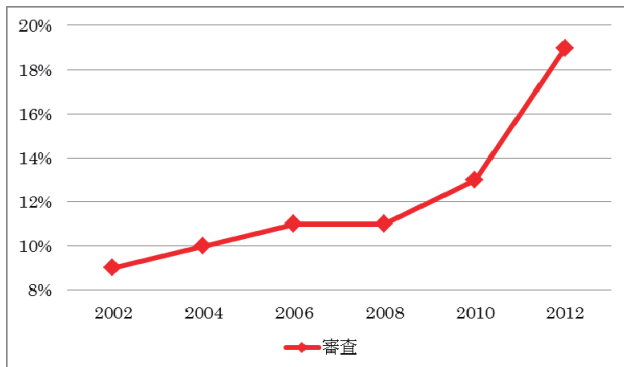
【図表2：日本特許出願と PCT 出願(受理官庁 JP)の件数推移】



（２）審査請求の動き （図表３）

まず、特許出願後の一年以内に審査請求が行われた出願の割合を示す。これを見ると、２００２年当時は、出願後一年以内に審査請求が行われた割合は９％、２００８年で１１％であったのが、２０１２年には１９％と上昇している。これは、１０年で倍増したことになる。早期権利化の動きが進んでいる。

【図表３：特許出願後一年以内の審査請求】



（３）早期審査の動き （図表４）

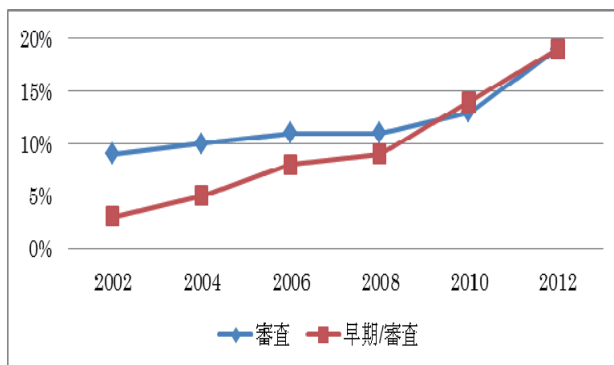
審査請求と併せて早期審査を請求する出願の割合（審査請求数を母数にした早期審査の割合）を示す。

２００２年出願では審査請求の内、約３％で早期審査が請求される。２００８年では、同割合が８％となり上昇を始めている。そして２０１２年出願では、審査請求の割合及び早期審査の割合が共に１９％となっている。２００２年と比較して、約６倍増加していることになる。

審査請求の割合は、１０年で約２倍、早期審査の請求の割合は、約１０倍になっている。

以上から早期審査の割合は、審査請求の割合以上に増加する傾向にある。

【図表４：特許出願後一年以内の早期審査】



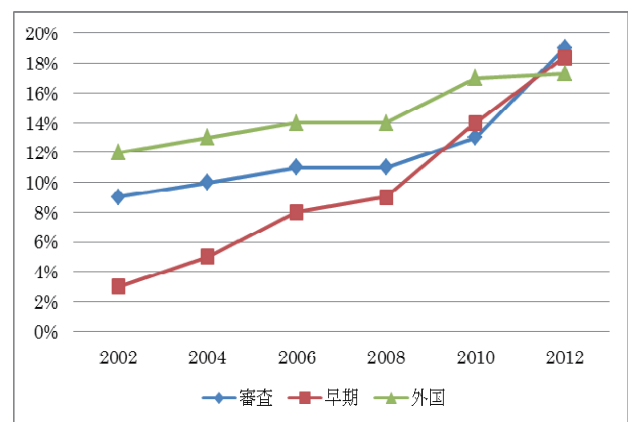
（４）外国特許出願の動き （図表５）

特許出願後一年以内に優先権主張証明書類申請のあった出願を外国出願の割合として示す。

これも日本出願の件数が低下する中で、増加している。例えば、２００２年には１２％が、２０１２年１８％まで上昇している。（特許庁報告では、グローバル化率３０％と記されている。⁽¹⁾）

これに併せて、審査請求及び早期審査請求の割合を表示する。これら３つの割合は、何れも上昇をしており、外国出願や早期の権利化は、どれも増加している傾向を持つ。

【図表５：特許出願後一年以内の外国出願率】



（５）審査請求と外国出願との動き （図表６）

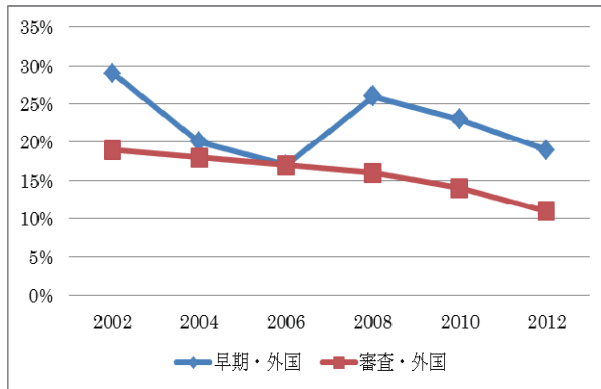
審査請求と外国出願手続きとの両方を進めている出願の割合を示す。

まず、２００２年では２０％、２００８年では１６％、そして２０１２年で１１％、と下降する傾向にある。

次に、審査請求と早期審査とを併せて請求している割合では、２００２年に３０％、２００８年で２６％、２０１２年では１９％とである。こちらも審査請求分と同様に下降している。

２００２年頃は、国内の権利化と外国出願に相関性があるようだが、２０１２年頃には、その関係性は低下している。

【図表 6：特許出願後一年以内の審査請求と外国出願率】



(6) 審査請求と面接審査との動き (図表 7)

審査請求の過程で、面接審査を行っている割合を示す。

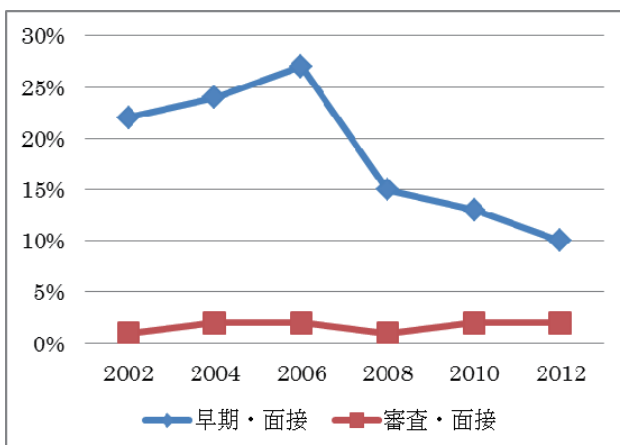
まず、審査請求後に面接審査をする 2002 年では 1%、2006 年及び 2012 年が 2%で、大きな変化は無い。

次に、早期審査も併せて行っている割合（審査請求を母数に対する早期審査の割合）を示す。

2002 年が 22%、2006 年には 27%を示し、審査請求と面接審査及び早期審査とが相関性を持つことを示している。しかしながら、2012 年には 10%に低下している。

面接ガイドライン等が整備され、積極的に使用されていると考えられているが、この数年は、面接審査を積極的に活用しない傾向があるのかもしれない。

【図表 7：特許出願後一年以内の審査請求と面接審査】



(7) 審査請求と登録との動き (図表 8)

出願後 1 年以内に審査請求を請求した場合の登録率と、併せて早期審査の請求を行った場合の登録率とを示す。

まず、通常の審査請求を行った場合では、60%

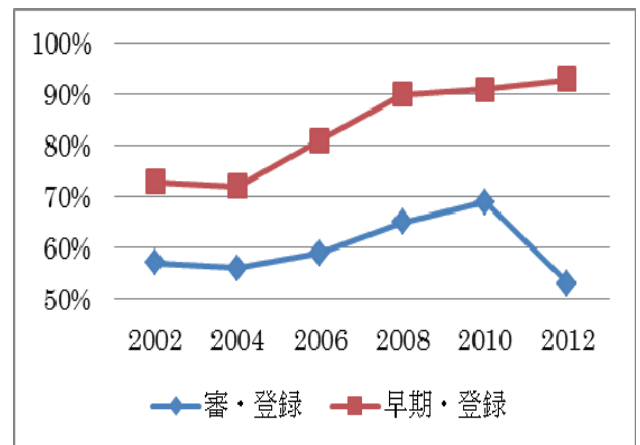
前後で推移している。これは、通常の時期に行う審査請求を行った登録率とあまり変わらない。

一方早期審査を請求した場合は、2002 年 73%から 2012 年 93%へと大きく上昇している。

この理由は、出願人側の権利化への積極性や厳選された発明が請求されているとも考えられる。

尚、早期審査により登録された特許は、無効化率が高く、瑕疵ある特許が多いとの指摘が有る(2)。

【図表 8：特許出願後一年以内に審査請求の登録率】



B：公開前登録特許(B1)の動き

次に、公開前登録出願（B1）を対象に検討する。これは、出願公開前に登録公報が発行される出願であり、前述の A. のように出願後一年以内に出願と同時に審査請求や、早期審査の請求をすることにより、登録されたものが主対象である。

【日本の特許公報種別コード】

A2	公開特許
B1	公開前登録特許
B2	登録特許

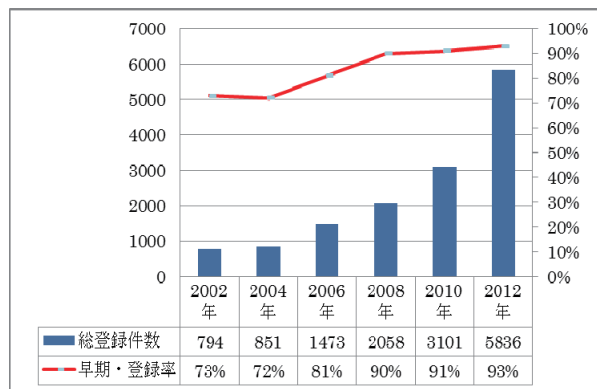
(1) 出願年毎の登録の件数と登録率 (図表 9)

2002 年の出願では 794 件、2006 年では 1473 件、2012 年では 5836 件が登録される。2002 年と比較すると約 7 倍である。特に 2010 年から 2012 年は、約 2 倍の急激な伸びを示している。

次に、これら登録件数と A. (7) のデータの早期審査の請求率と比較した。

登録の件数と早期審査における登録率は、相関しており、2004 年から登録の件数と登録率とが共に上昇時期が一致している。

【図表 9：公開前登録の出願年毎の件数と早期審査の登録率】



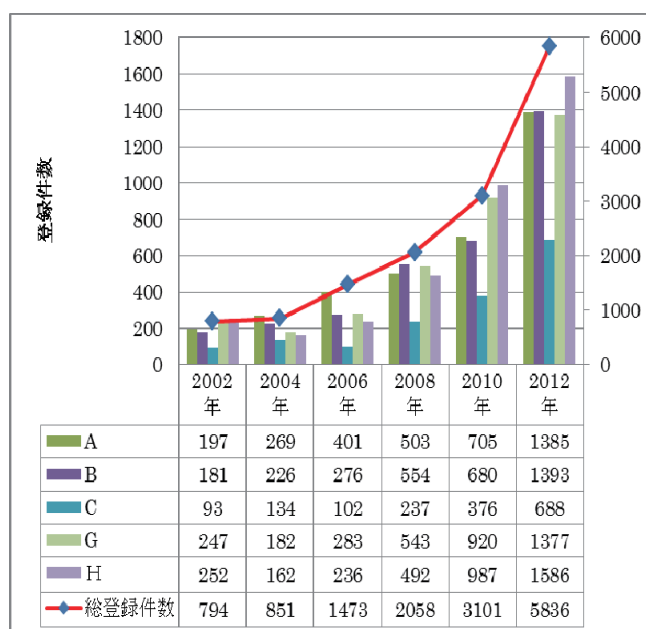
(2) 国際特許分類 (IPC) 別の件数 (図表 10)

次に、(1)での登録件数のIPCのセクション別 (A, B, C, G, H) に件数を示す。

まず、A、B、及びCは、2002年と2012年とを比較して約7倍に増加している。GとHでは、5～6倍である。該当件数では、Cを除くA、B、G及びHが、2012年では1400件を超える状況である。これらから何れのセクションも、大幅に増加している。

以上のように、2012年では約6000件の公開前特許が登録されほど権利化が進んでいる。

【図表 10: 公開前登録の出願年別のIPC別件数と総登録件数】



(3) 発行年毎の登録件数における割合 (図表 11、12)

発行年毎における公開前登録の割合を示す。2002年から2006年頃は1%に満たなかったが、

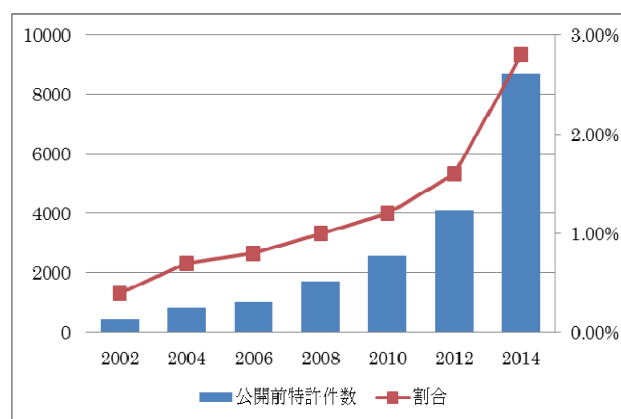
2012年で1.6%となり、2014年は2.8% (推定値) と思われる。今後更に増加するものと考えられる。

【図表 11: 発行年別の公開前特許、登録件数、その割合】

発行年	公開前特許	登録件数	割合
2002	463	117794	0.4%
2004	842	12387	0.7%
2006	1050	134197	0.8%
2008	1718	174500	1.0%
2010	2592	211799	1.2%
2012	4092	262097	1.6%
2014*	8700	308800	2.8%

(* = 2014年1～6月分からの推定値)

【図表 12: 発行年別の公開前特許とその割合の推移】



(4) 上位出願人の推移 (図表 13～同 15)

次に、各年の上位出願人を示す。

まず、2002年では、上位5社の出願件数は、10～30件とそれほど多くない。ダイキン工業が35件の1位である。松下電器産業も30件には届いていない中で、この当時としては、早期権利化に積極的に取り組む珍しい出願人かもしれない。

【図表 13: 公開前登録2002年出願の上位出願人】

順位	出願人名	件数
1位	ダイキン工業	35件
2位	沖電気工業	27件
3位	松下電器産業	27件
4位	椿本チエイン	13件
5位	コナミ	12件
5位	スガ試験機	12件
5位	住友電装	12件

2008年では、東芝が95件で1となってい

る。2位がパナソニック(旧松下電器産業)である。上位3社はいずれも大手電機メーカが占めている。また、トヨタ自動車は4位に位置している。ダイキン工業は6位で15件登録している。

【図表14：公開前登録2008年出願の上位出願人】

順位	出願人名	件数
1位	東芝	95件
2位	松下電器産業	80件
3位	シャープ	31件
4位	トヨタ自動車	28件
5位	横浜ゴム	18件
6位	ダイキン工業	15件
6位	新川	15件

2012年は、第10位まで列举した。上位3社は、2008年同様に大手電機が占めているが、その件数が2008年と比較して2～3倍に増加している。

また、4～7位の富士ゼロックス、中国電力、小松製作所及びオリンパスメディカルは新規企業である。更に、8位の京楽産業は遊戯具メーカ、10位のディエヌエーは、ゲームソフトメーカである。エンターテインメント系企業が上位に顔を出し始め、ハードからソフト化が進んでいることがわかる。

【図表15：公開前登録2012年出願の上位出願人】

順位	出願人名	件数
1位	パナソニック	357件
2位	三菱電機	283件
3位	東芝	155件
4位	富士ゼロックス	118件
5位	中国電力	106件
6位	小松製作所	102件
7位	オリンパスメディカル	86件
8位	シャープ	79件
8位	京楽産業	77件
10位	日本碍子	70件
10位	ディエヌエー	70件

3. まとめ

(1) 日本の特許出願の公開前における権利化の動向から日本特許出願の位置付けを検討した。

特に、外国出願の為に第1国出願の意味合いが大きくなっているのではないかと、この疑問には、小さい、と考えられる。

それは、日本出願に基づく外国出願は増加して

いる。しかしながら、今回確認した出願後一年以内の権利化の検証では、この動きが非常に顕著になっているからである。これは、日本市場のライフサイクルの速さに対応した行動と考えられる。

このように日本特許出願は、国際化に対応した外国出願の増加と、日本市場に対応した出願後の早い時期の権利化が進行する2つの動きが、活発化している。

(2) 外国出願では、日本の特許出願の約20～30%が対象となっている。これらの選定に当たっては、2002年頃は、外国出願対象の出願の日本の早期審査の割合が高いことから、日本の審査結果に基づき外国出願を決定する側面があったかもしれない。

しかしながら、徐々にこの割合は低下する傾向になった。おそらく出願前の特許調査レベルが向上した等の理由から、日本の審査結果とは別個に出願選定を進めているものと考えられる。外国の市場の動きに沿ったものかもしれない。

(3) 公開前登録の件数が、近年、非常に伸びている。この伸びは全体的な傾向であり、特定の分野が突出しているというものではない。また、登録発行件数における割合も徐々に増加し、注意を要する存在になっている。

これらは突如発生する権利であり、競業者においては不測の脅威となる場合もある。平成26年の改正で、特許異議の申立て制度(113条)が改めて規定されることで、若干の対応策となるかもしれない。

以上

【使用DB】IPDL、Espacenet

【参考文献】

(1) 特許行政年次報告書 2014年版

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2014_index.htm

(2) 早期審査制度が特許権無効にリスクに与える影響及び社会的余剰に与える影響について

<http://www3.grips.ac.jp/~ip/pdf/paper2012/MJI12501kobayashi.pdf>

(3) 早期審査・優先審査の乱立～不公平制度がもたらす副作用～

<http://www.patent.ne.jp/company/column/20100721.html>

(連絡先：junko.masai@rs.jx-group.co.jp)